

50歳未満					
55歳未満					
60歳未満					
65歳未満					
70歳未満					
75歳未満					
80歳未満					
80歳以上					
計					

40年未満				
40年以上				
計				

機関当直三級海技士									
四級海技士									
五級海技士									
六級海技士									
小型船舶操縦士									
計									

(7) 労働組合の状況

名 称	
加入者数	
労働協約の有無	

(8) 貯蓄金管理協定の有無
委託者数

有	無
	人

(9) 時間外労働協定の有無
及び対象船員数

有	無
	人

(10) 積働休日労働協定の有無
及び対象船員数

有	無
	人

(11) 休息時間分割協定の有無
及び対象船員数

有	無
	人

記載心得

- 1 船員法の適用を受ける船舶並びにこれに乗り組む船員及びこれに乗り組むため雇用されている予備船員の10月1日現在における状況を記載し、10月末日までに提出すること。
- 2 船員を乗り組ませている主な船舶欄には、いずれか該当するものを○で囲むこと。
- 3 経営形態欄には、「個人」、「株式会社」、「協同組合」等の別を記載すること。
- 4 加盟船舶所有者団体の名称欄には、「外航労務部会」、「内労協」、「一洋会」、「全内航」、「大型カーフェリー」の別を記載すること。また、船舶所有者団体には加盟していないものの、他の船舶所有者団体と労働組合が締結した労働協約を準用している場合は、「盟外」と記載するとともに（ ）書きでその船舶所有者団体の名称を記載すること。
- 5 雇用船員数（予備船員数を除く。）及び所属船舶の状況には、当該事務所に属する船舶の状況について記載すること。
 - イ 船舶番号欄には、総トン数20トン未満の漁船にあっては、漁船登録番号を記載すること。
 - ロ 運航形態欄には、「外航船」、「内航船」、「漁船」、「その他」の別を記載すること。
 - ハ 用途欄には、「旅客船」、「貨物船」、「油送船」、「鉱石専用船」、「ひき船」、「漁船」等の別（漁船にあっては、従事する漁業の種類（例えば、「まぐろはえなわ」、「かつお一本づり」、「突棒」等）を含む。）を記載すること。
 - ニ 主な就航航路又は操業区域欄には、「函館—青森」、「北海道—京浜」、「瀬戸内海」、「東シナ海」等と記載すること。
 - ホ 乗組船員数欄には、10月1日現在の乗組船員数を記載すること。
 - ヘ 10月1日現在稼働していない船舶については、「係船」、「修繕」、「ぎ装」等その状態を備考欄に記載すること。
 - ト 他から借り入れた船舶、船員の共同雇用を行っている船舶等については、その旨を、備考欄に記載すること。
- 6 非雇用船員とは、船舶所有者である乗組船員及び労働の対償として給料その他の報酬を受けない乗組船員をいう。
- 7 労働組合の状況には、雇用船員の加入している労働組合が2以上あるときは、それぞれについて、名称、加入者数及び労働協約の有無を記載すること。